

# 県議会政務調査費(平成15年4月分) 村井県知事に665万円余の返還請求を命じる判決



仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信 一

県議選のあった平成15年4月に県議会に支給された政務調査費について、仙台市民オンブズマンが違法な支出として県議から返還させるよう村井嘉浩知事に求めた住民訴訟について、仙台地裁は11月13日、距離に応じて一律の支給額を定めた「定額方式」の違法性を指摘し、当時の自由民主党・県民会議311万円、みやぎニューウェーブ76万円、自民クラブ86万円、民主フォーラム57万円、21世紀クラブ・公明97万円、社会民主党宮城県議会議員会38万円の計約665万円を各会派に返還を求めるよう村井嘉浩知事に命じる判決を言い渡した。

宮城県議会では議員1人当たり月35万円の政務調査費が会派ごとに支給されるが、平成15年当時は領収書の添付義務はなかった。調査研究費は平成16年に改正されるまで、1日50キロ未満の移動は1万800円などと、本会議出席などの際

の交通費の基準を定めた報酬条例を準用し、自主ルールを会派ごとに定めて請求していた。「実費より著しく高額」「実費精算が原則」をはっきり打ち出したこの判決は、この自主ルールを正面から否定したことになる。

地方議員の「第2の報酬」とされる政務調査費

# オンブズマン

No.27 / 2007年12月15日(土)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267  
http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/  
e-mail:s-ombuds@nifty.com



について、「透明化」の動きが徐々に広がっている。「実費以外は認めない」と支給基準の厳格化を求めたこの判決は、一連の見直しの動きに拍車をか

けることになるに違いない。

この判決を受け、仙台市民オンブズマンは11月27日、県議会の高橋長偉議長宛に、現行の簡便計算法（定額支給）を改め、実費支給とするよう求める申入書を提出した。又、同日、仙台市議会にも赤間次彦議長宛の申入書を提出。1万円超の支出のみ領収書の公開を義務付けると市議会の制度改革検討会議が10月に答申したのに対し、全ての領収書を添付し実費支給とするよう求めた。

但し、この判決は、実費を超過した旅費以外は殆どの支出について「明らかに必要性や合理性を欠くとは言えない」と判示しており、会派と議員の関係も「会派の統一した意思決定下でしか調査研究を許さないと、個々の議員の活動が阻害される」と述べ、議員の広い裁量を認めている。議会に甘く、政務調査費と議員報酬の境界が曖昧な現状を追認する危険性を孕んでいるので、仙台市民オンブズマンは敗訴部分について11月26日控訴した。

## 県警旅費返還請求住民訴訟 最高裁で弁論開催へ

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 十河 弘

県警旅費の返還を求める住民訴訟上告審において、来年2月18日口頭弁論が開かれることになりました。最高裁では原審の判断を破棄する場合に口頭弁論を開く慣例があります。オンブズマンの訴えを却下した原審仙台高裁判決が覆される可能性が高くなったといえます。

本件は、平成6年度及び同7年度に行われた県警総務課職員7名の出張がカラ出張等であったことを理由に出張旅費の返還を求めていたものです。第1審の仙台地裁は、捜査関係用務とされた出張旅費についてカラ出張と認めて、職員4名に対し合計42万円余りの返還を命じました。ところが、控訴審の仙台高裁は、「遅くとも平成13年10月24日にはカラ出張とされたものを他の出張と区別して特定して監査請求をすることができたから、



それから約10ヶ月後に監査請求した本件では、監査請求期間を徒過したことに正当な理由がないなどとして、訴えそのものを却下した（門前払いした）のです。

仙台高裁判決が不当であることは明らかです。仙台高裁の理屈によれば、オンブズマンは、平成13年10月24日までに監査請求をすべきことになるのですが、その時点では、出張日時も出張場所も出張金額も出張者も出張目的も具体的に分からない状態でした。それでも「総務課の捜査関係用

務出張は全部カラ出張である」と決めつけて監査請求を行い、それが却下されたら1か月以内に住民訴訟を起すべきであったこととなります。しかし、具体的なことが分からないまま、誰を被告に選んで何を理由に住民訴訟を提起できるのでしょうか。住民監査請求はあくまで住民訴訟を提起・維持できる程度の情報を把握して初めてできるものです。仙台高裁はこれを正しく理解せず不当判決を下したのですから、破棄されて当然でしょう。

## 捜査報償費情報公開訴訟（第2次）で、浅野前知事が注目すべき証言

### 「捜査報償費をもらったとされる時点で死亡している協力者もいた…」

仙台市民オンブズマン 庫山 恆 輔

注目の浅野史郎前宮城県知事の証人尋問は、2007年9月10日（月）午後1時半から、仙台地裁101法廷で行われた。

この中で、これまで公表されていないきわめて重要な事実が明らかにされた。それは、県警の元幹部に会った時の話の内容などである。浅野前知事は、元幹部に自宅で2回会ったと証言。1回目は、

2004年6月7日。この時は元幹部から「平成12年度の宮城県警の犯罪捜査報償費の98%～99%は架空である」「協力者とは会っても年に1回」「協力者と路上、喫茶店、駐車場等で会うことはあり得ない。会うなら県警の管理する密室内である」と説明された。

2回目は、同年の9月末日。この時は、元幹部からA4版1枚の平成12年度のある課の犯罪捜査報償費の執行状況が記載された一覧表をもらい、

写しをとった。それが浅野前知事の著書『疾走12年 アサノ知事の改革白書』の213頁の表である（この一覧表は、公表されている生活保安課のデータと一致している）。この表に記載されていることはすべて架空であると説明された。また、元幹部から監査があった場合の対応マニュアルと想定問答集も示された。この一覧表に基づいて調査をしたことがある。電話帳に記載されていない名前が半分以上であったが、何件かは載っている名前があり、電話して確認したところ、犯罪捜査報償費をもらったことはないということであった。もらったという時点では死亡している協力者もいた。



原告はこの証言等をもとに最終準備書面を提出、訴訟は12月3日で結審となり、判決は2008年3月17日午後1時15分に言い渡される。

なお、1次訴訟は上告中、平成12年度鑑識課等の3次訴訟では、3つの部署の課長らの証人申請が行われた。

# 地下鉄東西線控訴審

## 「不合理」判決～最高裁へ～

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士

千葉晃平

### 1 「不合理」判決

10月30日（火）午後2時00分、仙台高等裁判所第3民事部（裁判長小野貞夫ほか）は控訴棄却の判決を示した。「仙台市の人口推計が不合理とまでは言えない」、「第4回PT調査による数値が最新のものである有利性があるとはいえ、…第3回PT調査による数値が不合理なものというわけではない。」、「第4回PT調査による将来推計から算出される東西線利用者数を考慮しなかったとしても、不合理とはいえず」等々、仙台市の判断は「不合理とまでは言えない」と繰り返すだけの、まさに「不合理」判決でした。

### 2 最高裁へ～陽はまたのぼる

高裁判決には多数の方々にご参加いただきました。この場を借りて御礼申し上げますとともに、高裁「不合理」判決には、本当に残念で悔しい思いをされたはずです。

しかし、高裁「不合理」判決後直ちに街頭活動を行われた方々もあり、東西線問題の市民的理解を得る活動の必要性は何ら変わりません。私たちも、法適合性判断を放棄し差し止め訴訟の存在意義すら疑わせる高裁判決に対し、直ちに、上告・上告受理申立を行い、現在、上告理由書等を検討・準備中です。「ここからの一歩が勝負を分ける」とは私の尊敬する法律家の言葉です。

オンブズマンは、引き続き、東西線差し止めへ



の訴訟・運動を進めていきますので、ご支援・ご協力のほど、宜しくお願い致します。

### 回文コーナー 回文士 法曹 爽歩 ★★★★★

明治人シリーズの回文に凝った時期があります。今回は、石川啄木の妻をとりあげます。啄木の妻も日記を付けていました。北海道で転々とした後、上京し、朝日新聞に職を見つけた啄木は、やっと妻子を呼び寄せます。啄木の死に水をとるまで惨憺たる数年間でしたが、節子は第二の恋の時代と言い切ります。

- 呼び来つる文書 第二の恋さ 託つ世  
若し石川節子か 最後の荷抱か  
身経る月日よ ○
- 再び恋説きつに死 結婚惨憺たりしを  
節子 かく木鐸たるかなと ひたすら  
苦しみ 生きし日 死期 意味知る  
暮らす旅と 長流謫 啄木託つ世を知り  
淡々三顧 付けし日記 問ひ恋ひ讚ふ ○

# 第14回全国市民オンブズマン 山形大会報告



仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 十河 弘

去る9月15日(土)16日(日)第14回全国大会が山形ビッグウイングにて開催され、全国から約320名が参加しました。仙台からは、坂野、十河、庫山、吉岡、吉田、今泉、野呂、河村、高橋、島、日出、松澤、千葉、鈴木ほかが参加しました。今

年は「ほだな使い方いいんだが？政務調査費」をメインテーマに政務調査費の支出実態と改善策が議論されました。また、評論家の佐高信氏が「情報公開は民主主義の源泉」と題して記念講演され、ユーモアも交えながら「情報には色が付いている。情報の出所を見極めるべきだ。」などと示唆に富むお話をされました。分科会は、①談合・入札改革、②情報公開、③議会改革・政務調査費で、③では私が宮城県議会の簡便計算の問題点等を報告しました。

大会宣言では、政務調査費の公開制度を創設し支出の適正化を図ること、談合を許さない入札制度を確立すること、第三セクターも情報を公開し違法不当な税金の投入をしないことを自治体に求めました。

来年の全国大会は8月30日(土)31日(日)にホテルグリーンタワー千葉で開催予定です。

# 北海道・東北市民オンブズマン ネットワーク報告

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク前事務局長  
弁護士 野呂 圭

第31回北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会が12月1日、2日に宇都宮市で開催されました。第1日目は、フォーラム「ムダな公共事業をどう止めるか！」を行い、八ッ場ダム建設問題(群馬、栃木、埼玉、東京、福島、千葉、茨城)、滝川ダム建設問題(福島)、函館市水族館建設問題、仙台市地下鉄東西線建設問題、3ダム訴訟・湯西川ダム利水訴訟(栃木)についての報告と意見交換がなされました。小野寺信一弁護士からは、ムダな公共事業がはびこる原因は、①責

任を取らされることがない、②着工から完成までの期間が長い計画をスタートさせたときの資料がなくなる、③資料分析に莫大な労力がかかる、ことの連鎖であるとの指摘がなされました。また、函館の大河内氏(北・東ネット代表)からは水族館建設中止を勝ち取った取り組みとして、市が断念するまでフォーラムを継続し(1年半の間に3回実施)、街頭宣伝も続けたことが紹介され、財政状況をいかに市民に知ってもらおうかが大事であることが指摘されました。

第2日目の例会では、道県の出先機関職員が本庁へ出張した際の旅費が通勤手当と二重取りにな

っているのではないかという問題について議論し、北・東ネットで一斉情報公開請求を実施することになりました。

次回は、2008年5月17日(土)、18日(日)に函館市で開催します。

なお、第30回例会は6月30日～7月1日の日程で、札幌市で開催されました。第1日目の市民フォーラムでは、「市民の視点で夕張問題を考える」をテーマに、論議が交わされました。

## 第12回情報公開度ランキング調査

仙台市民オンブズマン 庫山 恆 輔

第12回情報公開度ランキング調査は、以下の項目を対象に行われる。都道府県については、(1) 首長交際費、(2) 本庁課長級以上の再就職情報、(3) 政務調査費、(4) 議会運営委員会会議録、(5) 県警捜査報償費、(6) 県警本部警部補以上の再就職情報、(7) 予算要求関連情報の7項目。政令市・中核市については、上記のうち県警関係を除く5項目。この内、予算関連情報とすでに取得済みの政務調査費を除く項目については、11月22

日に情報公開請求を行った。予算関連情報については、請求項目の対象が固まり次第、追加請求されることになっている。

今回新たに調査対象となったのは、議会運営委員会会議録と予算要求関連情報。再就職情報は、県警に対象が拡大された。調査結果の発表は、例年通り3月下旬に行われる予定だが、今回は知事部局と議会を分けるべきとの意見に配慮して、知事部局ランキング、議会ランキング、総合ランキングの3本立てで発表されることになった。宮城県、仙台市の結果が注目される。

裁

判

報

告

### 市議会・県議会海外視察 違法公金返還訴訟経過報告

仙台市民オンブズマン 弁 護 士 三浦 じゅん

現在、上記訴訟が仙台地方裁判所民事部に係属しています。海外視察制度を知らない方のためにちょっとだけお話しすると、任期中、県は120万円、市は100万円を限度として各議員は海外視察ができます。しかしその実態は単なる観光旅行なのです。例えば「モナリザを見て感動の余り涙が出ました」。これが、市議会議員の海外視察後の報告書です。本来であれば市(県)政に関して必要な事項の視察調査を行うべきところ、議員の単なる見聞を広めるための制度と化しているのです。本訴訟の意義は海外視察制度の見直しと議員の意識改革にあると思います。次に訴訟の進捗状況についてご報告致します。

県議会の方はすでに3回の弁論を重ね、次回期日が来年1月15日です。各議員に対して訴訟告知をしましたが、まだ参加はありません。当方から各議員の証人申請をしているので、このまま各議員の参加がない場合、次回期日には証人尋問が採用される予定です。また、旅行会社と議員の間でどのような金銭の授受・契約がされたのかというのも焦点のひとつです。この点についても、今後の訴訟で追及していきます。

市議会の方も県議会とほぼ同様の進行です。ただ、県議会と異なり各議員が参加しているため、今後は各議員の反論に対する再反論をします。

両方の訴訟に共通して言えるのは、各議員の海外視察日程を詳細に明らかにしていき、観光旅行と言えるものとそうでないものを峻別していく作業が必要となります。そして、「視察」の名を借りた観光旅行の実態がより一層浮かび上がることでしょう。

## 本音と建前の二枚舌・・・ 南北線訴訟の報告

仙台市民オンブズマン  
弁護士 松澤陽明

地下鉄南北線訴訟は、南北線の赤字を毎年仙台市の一般会計で補填していることが地方公営企業法違反なので是正せよという訴訟です。南北線も建設許可を受ける時は独立採算で賄えるとしながら、実際には一般会計から補助金を出さなければ運行できない状態です。仙台市は、どこの地下鉄も補助金がなければ経営が成り立たないのが実態だといって、一般会計から補助金を出すことは地方公営企業法で認められた「特別の理由」がある場合に当たると主張しています。実態がそうであれば「特別の理由」ではなく「普通の理由」でしょう。最初から開業後も補助金が必要というならば、そもそも建設許可は出ません。仙台市は独立採算でできますと許可申請をしておきながら、地下鉄事業の経営には補助金支出は当たり前などと居直っているわけです。このように本音と建前を使い分け、二枚舌を使っている行政には、厳しいお灸が必要です。訴訟は1月21日の弁論で結審します。

## 政務調査費～仙台市議会の 平成15年4月分に関する訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 吉田大輔

この裁判は、統一地方選挙の行われた平成15年4月に、仙台市議会各会派に交付された4月分の政務調査費が、違法に支出されたと主張しているものです。

この裁判で行われた議員に対する証人尋問で、各会派が、日常的な議員活動に政務調査費を充てるという違法・不当な行為を繰り返している実態が再び明らかになりました。

また、オンブズマンが違法な支出であると指摘したのに対し、各会派は証拠書類等を示して説明責任を果たそうとすることはなく、それどころか、議員に対する証人尋問で、政務調査費に関する別の裁判が係属している正にその時に、この裁判に関する証拠書類等を廃棄していた実態まで明らかになりました。これは証拠隠滅ともいうべき行為であるとともに、議員には、税金を基にしている政務調査費について、その用途の透明性を図る意識が全くないことを如実に示すものではないでしょうか。

この裁判は2008年1月21日の次回期日で結審し、2008年の春ごろ、判決が出る見込みです。

なお、一審で勝訴した平成13年度～14年度の市議会政務調査費についての控訴審判決は、12月19日午後1時15分に言い渡されます。

## 宮城県議会政務調査費 (平成16、17年度)住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 菊地修

平成16年度訴訟はこれまで9回口頭弁論が行われている。補助参加して来ているのは、相変わらず自民党・公明党だけである。オンブズマンは、村井嘉浩氏（現宮城県知事）、相沢光哉氏等14人に絞って証人申請し、このうち村井氏以外の全員から陳述書が提出されている。そして本年11月29日の裁判期日で、当面来年2月4日午後1時30分から安藤俊威議員、須田善明議員、相沢光哉議員の尋問、4月14日午後1時30分から安部孝議員、佐々木征治議員、仁田和廣議員の尋問がそれぞれ実施されることが決まった。オンブズマンは上記14人全員の尋問を要求しており、裁判所が残りの議員全員についても採用することは間違いないことと思っている。当面の最大のヤマ場は2月4日の相沢光哉議員の尋問である。このように、16年度訴訟は年明けから佳境に入る。多くの皆様の傍聴をお願いしたい。

平成17年度訴訟は、本年6月15日裁判所に提訴し、これまで2回口頭弁論が行われた。補助参加はまだない。17年度の場合、16年度で支払証明書に具体的に書いてオンブズマンから追及される羽目になったためか、支払証明書にほとんど何も記載されていない点が特徴である（姑息ですね！）。被告県知事は、今のところ16年訴訟のときと同様本質的でない法律的論点（本案前の抗弁）で争っているが、いずれこの点はクリアーされ、会派の責任追及に入っていくことになる。

どちらも皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

## 県警捜査報償費

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺信一

長くかかった「窓口の議論」をやっと通過し、犯罪捜査報償費が裏金にまわされていたかどうかという内容の争いに移行した。

原告は本件で対象にしている鉄道警察隊、生活保安課はむろんのこと、当時の宮城県警の全ての課は捜査協力者に犯罪捜査報償費を支払ったかのような会計書類を偽造し、その全額を裏金にまわしてきたこと、鉄道警察隊と生活保安課は氷山のごくごく一部であり、県警の全ての課、全ての警

察署において同様のことが行われていたことを詳細に裏付ける準備書面を提出した。さらに、情報公開訴訟で9月10日に証人に立った浅野史郎前宮城県知事の証言調書、浅野前知事が内部告発者に会って不正支出を確認したことが記されている著書等を証拠に出し、併せて平成12年度の鉄道警察隊の隊長と平成12年度の生活保安課の課長を証人として申請した。

裁判所が2人の証人を採用すれば、ようやく報償費の不正支出の核心に迫ることができることになる。

## 東北文化学園大学住民訴訟 ～会計士・監査法人の責任に迫る！

仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 野 呂 圭

この裁判は、学校法人東北文化学園が大学設置認可申請した際に虚偽の財産目録を作成して違法に大学設置認可を取得し、仙台市に8億1000万円の補助金を交付させたのは公認会計士の監査の懈怠にも原因があるとして、公認会計士及び監査法人に対して損害賠償請求をするよう求める住民訴訟です。

この間、大学設置認可申請の際に学園大が提出した虚偽の財産目録に適正意見を付した会計士の過失責任について主張立証してきました。また、私たちは会計士のほか当時学園大の財務部長であった者に対しても損害賠償請求するよう求めていましたが、これまで請求を拒んできた仙台市は9月19日に同人に対する損害賠償請求訴訟を提起しました。来年には会計士の尋問が実施されると思いますので、乞うご期待！

## 外務省不作為違法確認等訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 今 泉 裕 光

外務省不作為違法確認等訴訟は現在第3回の期日を終えております。

その間、被告である国からは答弁書、準備書面等が提出されています。その反論の骨子はいくつかあるのですが、中心的なものは2年後の開示不開示決定の指定は現在の事務処理体制上やむを得ないものであり違法はないというものです。あまりにも当然のことですが、法が早期の開示を要求し義務付けている以上、それに対応できる事務処理体制を構築することは「法による行政」の大原則のもと、いわば当然の前提であり、それすらできていないと自ら主張すること自体、外務省の情報公開に対する認識の低さが分かります。他の官庁との情報開示に関する比較データがあ

るのですが、それによると外務省の不誠実さは群を抜いています。今回の訴訟では上記の主張のほか、毎回の期日に10名以上の人員でやってくるなど（その出張旅費等は当然国民の税金から出ております）民意からかけ離れたお役所的運用が外務省では平然となされているといった印象を受けます。なお、仙台市民オンブズマンが開示を要求した文書については全て開示等の決定が出ております。まさに訴訟になったからあわてて出したという感じですが、やろうと思えばできるのです。訴訟などされなくとも法に従って速やかに開示等の決定を出す、という当たり前の行政組織に早く外務省もなってほしいものです。

## 外務省情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ  
弁護士 半 澤 力

平成11年度の仏・伊・ホノルルの在外公館で使用した報償費（機密費）支出関連文書の開示請求訴訟（仙台地方裁判所[第1民事部 塩見裁判長]）は、ようやく結審を迎えることになりました。途中で、外務省が申し立てた東京地裁への移送要求は、地方管轄の事実上の否定につながりかねないものでしたが、これを退け、平成13年7月提訴以来約6年間、報償費関連文書の開示の是非を巡って議論してきました。

外務省は、文書件数の9割余を占める会食費等の会合経費支出文書を含め、頑なに開示を拒んでいます。その理由として、報償費は、情報収集その他の外交工作活動に限って使用するもので、その用途を明らかにしたら、情報提供者の命にかかわるなどと主張しています。しかし、情報提供者とは、要するに在外公館職員の会談の相手方のことで、情報提供とは、会談での話題のことです。会談相手の外国外交官から見れば、在外公館職員が情報提供者です。実際の用途を度外視して、全ての文書を報償費の文書という一事をもって、全部が極秘と言われても納得のしようがありません。

残念ながら、議論は最初から最後まで噛み合いません。報償費文書が開示できない理由は、報償費は秘匿性の高い外交工作に限って使うからで、秘匿性の高い外交工作とは報償費を使った外交工作だと言わんばかりの議論をされたのでは、噛み合うはずありません。

※東北大学医学部寄付金訴訟については、最高裁に上告受理申立を行っていましたが、残念ながら不受理とされました。



# 「仙台市民オンブズマン」の活動

2007.6.18~2007.12.15

2007.

- 6. 18 政務調査費（市・15年4月）公判  
〃 オンブズマン6月例会
  - 19 政務調査費（県・15年4月）公判
  - 22 地下鉄東西線証人尋問
  - 25 海外視察住民監査請求関係文書開示
  - 26 政務調査費等の改革についての申し入れ（市・県）  
〃 報償費情報公開（第3次）弁論準備
  - 28 外務省情報公開公判
- 6.30~7.1 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク  
札幌例会



- 7. 3 県議会政務調査費（18年度・19年4月分）開示  
〃 タイアップ役員会
- 5 県議会政務調査費（17年度）監査関係文書開示  
〃 市議会政務調査費（18年度・19年4月分）開示
- 10 入札調書（仙台市）開示
- 11 地下鉄南北線弁論準備
- 12 政務調査費（県16年度）公判  
〃 捜査報償費公判
- 13 タイアップ会計監査
- 17 外務省不作為確認等訴訟公判  
〃 地下鉄東西線公判、結審
- 21 オンブズマン・タイアップ総会



- 22 全国幹事会
- 24 政務調査費（市15年4月分）打ち合せ  
〃 東北文化学園弁論準備
- 26 政務調査費（市15年4月分）証人尋問
- 30 政務調査費（市15年4月分）証人尋問
- 8. 3 県議会政務調査費関係文書開示
- 7 タイアップ例会
- 9 政務調査費（市13~14年）打ち合せ
- 21 県議会海外視察公判
- 22 議会ウォッチャー準備会
- 24 町村監査委員研修会  
〃 報償費情報公開（第2次）打ち合せ
- 27 オンブズマン8月例会
- 28 政務調査費（市13~14年）控訴審公判  
〃 報償費情報公開（第3次）弁論準備
- 9. 3 政務調査費（県17年度）公判  
〃 東北文化学園打ち合せ
- 4 オンブズマン支援企画10発送作業
- 10 報償費情報公開（第2次）浅野前知事証人尋問
- 11 外務省情報公開公判
- 14 地下鉄南北線公判
- 15~16 第14回全国市民オンブズマン山形大会



- 18 オンブズマン支援企画10実行委員会
- 20 市議会海外視察公判
  - 〃 政務調査費（県16年度）公判
- 26 政務調査費（市15年4月分）打ち合せ
  - 〃 オンブズマン9月例会
- 27 東北文化学園弁論準備
- 28 捜査報償費弁論準備
- 10. 2 外務省不作為確認等公判
  - 〃 タイアップ例会
- 4 捜査報償費情報公開（第3次）打ち合せ
- 10 議会ウォッチャー準備会
- 11 政務調査費（市15年4月）公判
  - 〃 外務省情報公開打ち合せ
- 16 県議会海外視察公判
- 17 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 19 政務調査費（市13～14年）控訴審結審
  - 〃 海外視察打ち合せ
  - 〃 オンブズマン10月例会
- 25 政務調査費（県16年度）公判
  - 〃 捜査報償費情報公開（第3次）公判
  - 〃 外務省情報公開弁論準備
- 29 政務調査費（県17年度）公判
- 30 地下鉄東西線判決
  - 〃 オンブズマン支援企画実行委員会
- 11. 8 オンブズマン支援企画10

- 13 政務調査費（県15年4月）判決、記者会見
- 14 議会ウォッチングについての勉強会



- 15 市議会海外視察公判
  - 〃 最高裁県警旅費弁論開催を通知
- 16 オンブズマン11月例会
- 19 県出先機関旅費開示請求
- 20 県議海外視察公判
- 21 オンブズマンHPについての打ち合せ
- 22 第12回情報公開度ランキング調査関係文書開示請求
- 26 政務調査費（市15年4月）控訴審公判
  - 〃 議会ウォッチャー準備会
- 27 政務調査費に関する申入れ（県・市）
  - 〃 外務省不作為確認等公判
- 30 会報「オンブズマン」編集打ち合せ

12. 1～2 北海道・東北ネット栃木例会



- 3 捜査報償費情報公開（第2次）公判
- 4 海外視察打ち合せ
  - 〃 タイアップ例会



- 5 地下鉄南北線弁論準備
- 6 捜査報償費情報公開（第3次）公判
- 7 会報「オンブズマン」編集打ち合せ
- 10 東北文化学園弁論準備
- 11 第12回情報公開度ランキン関係文書開示（県警・県議会・市）
- 15 会報「オンブズマン」No27発行



# 仙台市民オンブズマン支援企画 みた・きいた

高橋 千恵子

オンブズマン支援企画には、毎年参加しております。

ここ数年は落語寄席という事で、楽しみにしていました。今回、主人がどうしても仕事の都合で参加できないのがとても残念でしたが、高校1年の息子に声をかけたら「行ってみたい」というので母と私と息子と3人で聴きました。

高1で落語…?とも思いましたが隣で熱心に聴いている姿を見て、つれて来て良かったと安心しました。

落語、小袁治さんのお話が2つも聴けるといのは本当に楽しかったです。話の導入がさすがにうまくて、時事ネタからうま〜と本題へ…。じっくりと聴くことが出来ました。また、小袁治さんの話の間の柳家紫文さんも、とても軽妙な「粹曲」ですか?とても楽しく、大いに笑わせていただきました。

会場も比較的小じんまりとした雰囲気、落語を聴くのはちょうど良い大きさだった様ですね。お客様もほぼ満員で良かったと思います。

企画された方々は、大変ご苦労だったと思います。ひとつ(希望)をいえば、もう少し宣伝(アピール)をして欲しいと思うのです。そうすれば、オンブズマン支援企画があるという事がわかれば、広い会場で、お客様も多くお迎えできるのではないのでしょうか。陰ながら応援しております。次回の支援企画も楽しみにしています。

## 「独断」と「偏見」

中田 美智子

「私の趣味は芸術鑑賞」とばかりに、ヨーロツパへオペラ観劇、東京の美術館の絵画展へと、精力的に芸術鑑賞をしている女性がいる。オンブズマンのファンで支援企画も数人の友人を誘って欠かさず参加してくれていた。ところが「落語」になった途端、足が途絶えた。「落語」は彼女の芸術の範疇ではないらしい。

私の中にもお金を払って「落語」を聴くという感覚はなかったし、俗っぽいものとして独断と偏見をもっていたと思う。そのためチケット売りの声かけも以前より狭めていた感がある。今年はなお売れず、前述の彼女と似た生活をしている先輩にダメモトで誘ってみた。「あら〜、私、落語大好き!古典落語全集を持ってるよ」とのこと。もちろん来場してくれた。泣き・笑いの楽しい時間であった。「芝浜」は以前誰かのを聴いたことがあったが、小袁治師匠の語りはまた格別。しっとりとした情感だった。「落語」は芸術である。しきりにそう思った会であった。

## 議会ウォッチャーはじまる

### 第3回定例会を傍聴して

上原 仁

9月定例会市議を3日傍聴し、先ず驚いた事は、まだ残暑の強い時なのに為政者も議員も背広ネクタイを着用して居た事である。

国会ですらクールビズで行っているのに、市議会は地球温暖化問題をどの様に考えて居るのか理解に苦しみます。

議会の傍聴者に対して、為政者が議案書の配布も無く、代表者の質疑だけで有り、どの議案で有るのか非常に理解がむづかしい。

代表質問者も為政者側も原稿の棒読みとしか思はず、心を打つものは無いと言って過言ではありません。その中で共産党福島議員の質問だけが特に際だった。それは再質問を行ったからです。その他の代表質問者では再質問する議員が殆んど居ない。

此の様な、市議にしてしまったのは、市民にも責任の一端は有ると思いますが、しかし市議会議員が、自分の地域のみをしか考えない議員が多いのでは無いのでせうか?

市議がもっと市全体を考える様な、議員を市民が育て行く事が必要ではないかと思えます。

その為には、市民が市議会をチェックする事が必要だと考えます。

### 傍聴は「忍」の一字

唯野 有忠

日頃敬愛し、尊崇する自治研K氏の指示があり、9月10日、晴れ渡った秋空の下、行楽にいそむ人込みを横に見て、1人、敢然と市議会議場を目指しました。

○オドロキ その1▶6階か7階か、とにかく高い場所に

君臨する議場まで、傍聴者用のエレベーターはありません。途中から狭い階段を老骨に鞭打って登らねばならぬ。議員さんは別なルートがあるのでしょ、これは暗黙の傍聴拒否バリアでは?とまず疑いました。

○オドロキ その2▶本日は本会議で、まず与党側の質問。多数の項目をどンドン読みあげる。目は書類を見たまま。市側もまとめて各項目に各担当者が答弁を読みあげる。質問書がない我々はさっぱり分らぬ。せめて1問1答にならぬのか?内容もささわりのないやりとりで聞こえる。

○オドロキ その3▶市役所側出席者は36名ほど。質疑に関係のない人が大部分。連日ここに付き合わされて業務の円滑遂行が可能なりや?

○オドロキ その4▶質疑を聞いている議員さんは一言も発せず(ヤジも拍手もなし)無念無想の境地でひたすら沈黙を守る。しきりに私語する1組や、多分睡眠中?と疑われる方も1名から3名の他は、このセレモニーに順応する。この忍耐力にオドロキました。

○オドロキ その5▶傍聴者も大変です。発声も拍手ももちろん禁止、手足を前の空間に伸ばしてもしかられず。屈強な守衛さん(?)が、脇にたむろしてあり、やはり忍耐を要します。しかし、傍聴者は熱心に聞いておる方ばかりで、これには感服しました。

○結 論▶議会は精神修養の場としては誠にふさわしい場だと思いました。討論を重ね、互いの主張をぶつけ合い、より良き市政を構築する場ではないようです(本日の議会を見ただけでは)。小生も人格高潔な議員さんを範として、より円満な人徳を目指すつもりです。

○補 足▶1つの救いは、共産党議員の質問でした。データを集め、具体的提案を市当局にぶつけていました。市側や与党議員が聞く耳を持っていない態度だったのは残念です。

## タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ会長

島 和 雄

今年の支援企画も3年連続、柳家小袁治師匠の落語を行いました。

今回も、お陰様で会場はほぼ満席状態。多くの方々に喜んで頂いたようです。

しかし、反省点がない訳ではありません。チケットの販売枚数が昨年と比べ39枚少ない結果となりました。経費は変わらず、支援金の額は昨年の55万円から38万円へと大幅ダウン。

オンブズマンとタイアップグループ会員の努力と多くの方々の御協力を賜ったにもかかわらずこの様な結果で、心からお詫び申し上げる次第です。来期はさらに努力し、成績を上げたいと思っていますので、ご協力宜しくお願い申し上げます。

会場で回収できたアンケートの結果は、企画自体昨年同様好評でしたが、ジャズ等のコ

ンサートの要望も若干見られました。

とすることで、次期支援企画は今のところ未定ですが、皆様のご意見をお待ちしております。そのほか来期に向け、仙台市議会の傍聴＝議会ウォッチャーやホームページの充実、市民フォーラムなどを計画しております。

また、タイアップグループでは引き続き裁判傍聴も呼びかけております。証人尋問を中心にご案内申し上げる予定です。

以上のように、オンブズマン活動への支援と同時に、私達自身による監視活動も強化していくつもりですので、会へのご入会も合わせ、これからも宜しくお願い申し上げます。

## 仙台市民オンブズマン &タイアップグループ 合同新年会

2008年1月26日(土) 17:00～

ホテル白萩

会費 5,000円

(飲み物等の差し入れお待ちしております)

※後日、出欠のごあんないをお送りします

### 【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。どなたでも参加できますので、ぜひお誘いあわせてご参加ください。

来年前半の例会予定(偶数月の第1火曜日)は  
4月1日、6月3日です(2月5日はお休みです)。

### ////// 会員のご紹介と会費納入のお願い ////

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします(振込用紙同封しました)。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入先  
七十七銀行本店(普通) 6530010  
郵便局振込 02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

### 仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- |  |   |
|--|---|
| (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。                                   | 会 計 1名、会計監事 2名  |
| (2) 会 費：年10,000円・賛助会員年3,000円<br>但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。           | (6) 役員会：必要に応じて開催する。   |
| (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。<br>市民の為の公開講座などを開催する。<br>その他の事業の企画、実施。 | (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。   |
| (4) 総 会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。   | (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。 |
| (5) 役 員：会 長 1名、副会長 若干名   |   |